

『普天間飛行場の跡地を考える若手の会』の活動状況について

「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」では、平成18年11月23日（木）～25日（土）にかけて、大規模公園の整備や、大規模な地区におけるまちづくりの進め方についての理解を深め、今後の普天間飛行場跡地利用に関する議論の参考とするため、下記2箇所を対象に県外視察研修会を実施しました。

- 国営昭和記念公園（東京都立川市・昭島市、面積約180ha）
- 多摩ニュータウン（東京都多摩市・八王子市・稲城市・町田市、面積約2,884ha）



■国営昭和記念公園での講義・見学の様子



■多摩ニュータウンでの講義・見学の様子



視察会後の第9回若手の会では、3つのグループに分かれて意見交換を行い、普天間飛行場跡地利用において考えられること等について、数多くの意見があげられました。

以下では意見の一部をご紹介します。

【とりまとめの中であげられた主な意見】

（普天間飛行場跡地利用における大規模公園のあり方について）

- ◇公園として独立した空間をつくり上げる上では、100ha規模は大きすぎない。
- ◇大規模公園に100haが必要なのかを考える必要がある。
- ◇管理面では、ごみや、野良犬などの危険があってはならない。また、ホームレスが宿泊できないような方策を考える必要がある。
- ◇管理面、集客力、地域の雇用効果・経済効果を考えると是非国営公園としたいが、まずは、国営にするための理念を考えることが最重要である。
- ◇海・陸・空といったバランスを取り入れた公園としたい。
- ◇地形や高低差等を考慮して、他の公園とは違う独自性のある公園にしないと長期的な利用がされない。
- ◇海洋博公園の集客力と、昭和記念公園の身近さが上手く混ざり合った公園づくりが出来るとよい。

（大規模な地区におけるまちづくりの進め方について）

- ◇住宅街の緑化に力を入れるべきである。
- ◇多くの人が集まる拠点的な場所では、景観のルールをつくり、他に誇れるまちづくりが必要である。
- ◇ペDESTリアンデッキを導入して各地区をつなぎ、まち全体につながりを持たせたい。
- ◇展望台を普天間飛行場の中心につくり、県内を一望できるようにしたい。
- ◇時代の変化に対応できるよう、段階的なまちづくりを検討していく必要がある。
- ◇周辺市街地との調整は大いに重要である。

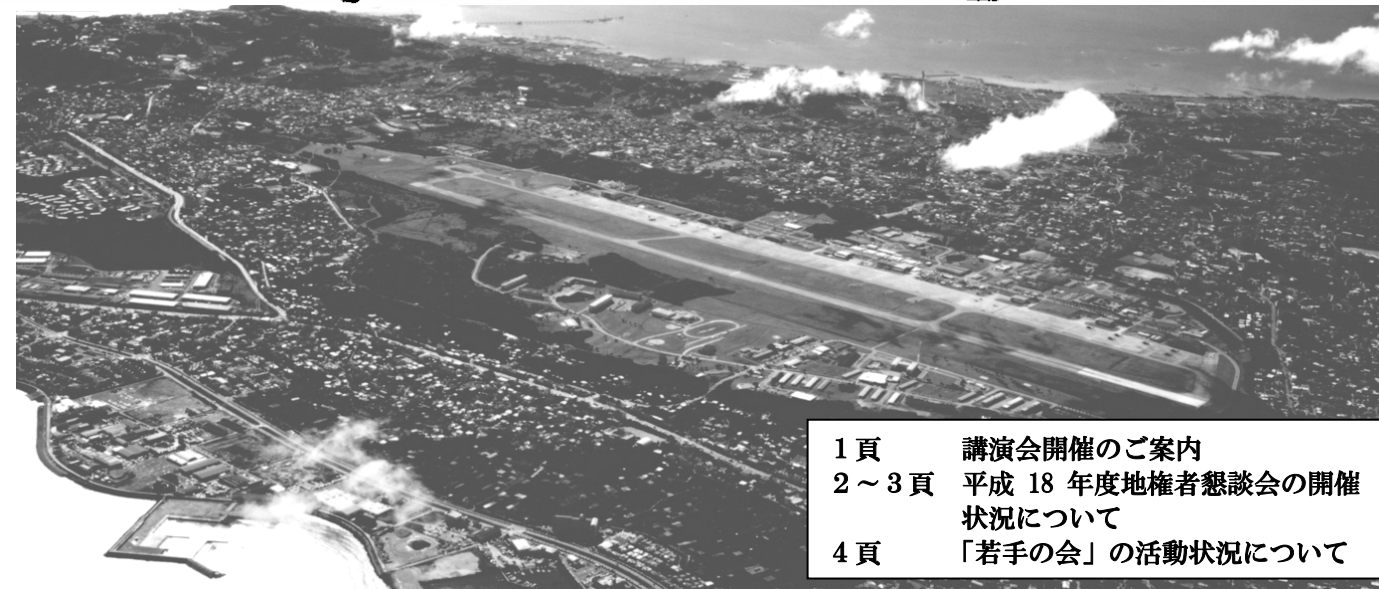


■第9回若手の会でのとりまとめの様子

「若手の会」は、毎月第2火曜日の午後7時30分からは基本的に市民会館等で活動しています。本会の活動に関心のある方は、市基地跡地対策課に連絡の上、ぜひ一度ご見学下さい。



ふ る さ と



- 1 頁 講演会開催のご案内
- 2～3 頁 平成18年度地権者懇談会の開催状況について
- 4 頁 「若手の会」の活動状況について

【講演会開催のご案内】

ひわたし けいすけ
樋渡 啓祐氏(佐賀県武雄市長)による講演会を開催します。皆さん奮ってご参加ください。

◆講演テーマ

「沖縄振興特別措置法制定の経緯と、市町村におけるこれからのまちづくり戦略」

◆開催日時

平成19年1月27日（土）午後2時～3時30分

◆会場

宜野湾市農協会館2階ホール

*詳細は、別紙案内チラシをご覧ください。

普天間飛行場跡地利用に関わる情報は、ホームページや基地政策部内情報提供窓口においても提供しています。情報収集や跡地利用に関わる要望・ご意見を述べる場としてご活用下さい。

発行 / 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1
電話 098-893-4401（直通） Eメール kichi01@city.ginowan.okinawa.jp
ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

平成 18 年度 地権者懇談会の開催状況について

平成 18 年 2 月に策定された「普天間飛行場跡地利用基本方針」の内容と、現在進められている跡地利用に関わる調査事業の概要について理解を深めていただくとともに、跡地利用計画策定に向けたご意見をいただくため、10 月 30 日～11 月 8 日にかけて地権者懇談会を開催しました。以下では懇談会であげられた地権者の皆さんからの意見の一部をご紹介します。

【懇談会の内容】

■普天間飛行場跡地利用基本方針について

■普天間飛行場跡地利用に関わる調査事業の概要について

- ・関係地権者等の意向醸成・活動推進調査
- ・普天間飛行場跡地利用計画策定基礎調査
- ・宜野湾市自然環境調査
- ・埋蔵文化財調査

■質疑応答・意見交換

【開催会場と参加者数】

開催月日	会場	対象地区	参加者数
10/30（月）	農協会館 2 階	喜友名、野嵩、新城	16 名
10/31（火）	真志喜公民館	大謝名、真志喜	7 名
11/1（水）	中原公民館	中原、赤道、上原	11 名
11/4（土）	農協会館 2 階	全地区	40 名
11/6（月）	19 区公民館	神山	22 名
11/7（火）	新大山公民館	大山、伊佐	10 名
11/8（水）	宜野湾公民館	宜野湾、佐真下	26 名
合 計			132 名

地権者からの意見 跡地利用基本方針の内容はすばらしいと思う。その中で都市間や生産拠点間を結ぶ交通機関の整備とあったが、沖縄は時間的損失が大きく、ぜひ実現して欲しいと思うが、鉄軌道の整備やモノレールの延伸を言葉だけではなく文書にして表しておくことが必要だと思う。

自動車交通の現状は時間的損失のみでなく、経済損失にもつながるものであるため、車社会からの脱却が最初に必要であり、大きくは地球温暖化防止にもつながるとの認識で基本方針を策定しています。基本方針や宜野湾市都市計画マスタープランにおいて、都市間を結ぶ軌道系交通の導入やモノレール延伸の話は文章として明記しており、跡地の中を自由に動けるような、化石燃料に頼らない環境にやさしい新交通システムを取り入れようということもしっかり書いてあります。

地権者からの意見 文化財が出て開発が遅れることがあれば、地主に大きな損失を与えると思う。返還されないエプロン*1 部分等の調査ができないとのことだが、そのことによりどの程度調査が遅れるのか。文化財が大切なことは分かるが、地権者の開発にも大きく影響することとなる。

普天間飛行場は大規模跡地に指定されると思われ、指定されると軍転特措法の返還後 3 年間の補償期間の後に大規模給付金が別途給付されます。具体的には軍転特措法の補償期間の間に、大規模跡地に指定するかしないかを総理大臣が政令で定め、その期間も政令で謳われることとなっています。このように、返還後の調査期間中の補償制度についても整ってきており、文化財調査等が遅れることで地権者に大きな損失を与えるようなことはないと思っています。エプロン部分等の調査ができないことによる遅れは、現時点で何とも言えませんが、柔軟かつ段階的に計画づくりを行える仕組みをつくっていきたいと考えています。

*1 エプロン：燃料の補給、簡易な点検整備などのために、航空機を駐機する場所。

地権者からの意見 基本方針では、総論のみであり各論が見えてこない。もし住宅地域で土地を使いたいとなった場合、今もっている土地の何%が使えるようになるのか。

将来の減歩の話だと思いますが、設計図を描く前の「どのような方針で跡地利用に取り組めば良いだろう」という事を今まで地権者・市民・県民の皆さんから意見を聞きながらまとめたものが基本方針であり、開発手法や整備内容までは示していません。約 481ha という大きな面積が返ってくるので、全体を通常の区画整理事業でできるのかということもあり、事業手法や個々の土地の話はこれからの作業になります。

地権者からの意見 普天間飛行場の下は地下水が豊富であり、鍾乳洞が数多くあるとの説明があったが、このような地形を利用した国営公園化ができないものなのか。

国営公園は全国に 16 箇所しかなく、既に沖縄には離れた場所に 2 つ存在しています。若手の会*2 で海洋博記念公園に行き話を聞いてきましたが、公園のテーマがしっかりしたものでないと実現は難しいが可能性はゼロではないとのことでした。今後は、可能性を 100 に近づけるつもりで取り組んでいきたいと思っています。公園の具体的内容はこれからの議論となりますが、湧水や鍾乳洞を取り込んだ公園というのは技術的にできないことではないと思います。

*2 若手の会：若い世代の地権者もしくは地権者の家族、計 32 名により構成され、月 1 回程度のペースで普天間飛行場跡地利用についての議論、研究を行っている会。

地権者からの意見 返還後 2,800 名の地権者の土地が返ってくるまで何十年先を計画しているのか。また、何年で開発完了の目処を立てているのかを教えてください。天久では 20 年近くかかっており、このことが地主にとって一番心配なことだと思う。

報道では、代替施設建設予定は 2014 年とされていますが、基地機能が完全に移転し、それから原状回復や環境アセスメント*3 等を実施すると、工事開始までには相当の年数を要するものと思われます。移設が遅ればその分返還後の調査も遅くなり、また現時点では事業主体も決まっておらず、跡地利用計画策定後に国が定めるといった状況の中で、何年で開発が完了するかというのは難しい話です。しかし、那覇新都心の開発が文化財や地権者合意形成等の問題で遅れたということを踏まえ、普天間では返還後すぐに開発ができるよう、文化財調査や合意形成の事業等を返還前から行っています。また、長期的視点で跡地利用を考えなくてはならないことから、若手の会を組織し、跡地利用に向けた議論、視察会等の活動も行っています。

*3 環境アセスメント：開発がもたらす環境への影響を事前に予測、評価すること。

地権者からの意見 跡地利用について様々な計画があるようだが、計画の中に自分の土地があった場合、自分勝手に自分の土地を使うことができないのかという疑問が残る。

地権者の土地はきちんとお返しするのが原則ですが、土地活用や居住を行う上で道路や公園といった施設は必ず必要です。那覇新都心の例では、跡地で住みたいという人には住宅地としてエリアを設け、そこに申し出て移ってもらうという作業をしており、そういった制度についても今後皆さんと考えていきたいと思っています。

地権者からの意見 昔は字宜野湾の人口が多く、そこに様々な公共施設もあったが、今回計画している大きな公園をなぜ普天間公園と言うのか。宜野湾公園と言わないのが疑問である。

昔から宜野湾という字を中心にまちが広がっていったというのは理解しています。普天間公園という名称は、あくまで仮の名前として掲げているものであり、実際にこの公園が必要となった場合は、当然名称等を含めて再検討していくことになります。



■19 区公民館



■農協会館 2 階